

営利業務の届出等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の五に基づき、弁護士法第三十条第一項及び第三項に規定する営利業務の届出並びに同法第三十条第二項及び第四項に規定する営利業務従事弁護士名簿に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 弁護士は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に定める事項を記載した営利業務従事届出書を所属弁護士会に提出しなければならない。

- 一 自ら営利を目的とする業務を営むるとき 商号及び当該業務の内容
- 二 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下「取締役等」という。)又は使用人になろうとするとき その業務を営む者の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所及び業務の内容並びに取締役等になろうとするときはその役職名

(添付書類)

第三条 前条第二号の規定による届出をする弁護士は、営利を目的とする業務を営む者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第四条 第二条の規定による届出をした弁護士は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更に係る事項を所属弁護士会に書面で届け出なければならない。届出に係る業務を廃止し、又は取締役等若しくは使用人でなくなったときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の届出について準用する。

(営利業務従事弁護士名簿)

- 第五条 弁護士会は、第二条及び前条により届け出られた事項を記載した営利業務従事弁護士名簿を備え置く。
- 2 前項の名簿は、公衆の縦覧に供する。
- 3 前項の縦覧の時間及び場所は、弁護士会の指定するところによる。

(弁護士会の通知)

- 第六条 弁護士会は、第二条及び第四条の規定による届出があつたときは、速やかに、届出があつた旨及び届出に係る事項を日本弁護士連合会に通知しなければならない。

(弁護士会の調査権等)

- 第七条 弁護士会は、所属の弁護士に対し、営利業務を行っているにもかかわらずその届出をしなかつた場合若しくは届出に係る事項に変更があつたにもかかわらずその変更に係る事項の届出をしなかつた場合には、当該事項を届け出又は営利業務に関し虚偽の届出をしていた場合には届出に係る虚偽の事項を訂正するよう勧告することができる。
- 2 弁護士会は、所属の弁護士に対し、届出事項に関しこの規程に違反すると疑うに足りる相当の理由があるときは、第二条に規定する事項に関し報告を求めることができる。
- 3 前項の規定により報告を求められた弁護士は、速やかに、所属弁護士会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成十六年三月一日から施行する。